

## 別紙 2-1\_事務の概要（軽自動車税）

4月1日時点で区内に定置場が所在する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）を所有する納税者に対して、賦課決定を行い、納税者に税額を通知し、徴収する。

① 4月1日に区内に定置場が所在する軽自動車等を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。（地方税法第443条、第463条の16）

② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。（地方税法第463条の19）

原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識交付証明書を、抹消した場合は廃車申告受付書を交付する。入手の頻度は、随時。

納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。

譲渡や転入などで、前所有者や前住所地での廃車申請が未済の原動機付自転車・小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税（種別割）課税物件異動通知書」を送付する。〔平成元年5月2日付 元協議一発第207号・特別区税務課長会通知（平成23年3月14日一部取扱改正）〕

軽自動車（三輪・四輪）・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、配達記録が残る郵送方法と、三輪以上の軽自動車の新車新規登録に係る申告に限り、軽自動車検査協会から LGWAN を経由して入手する。郵送の場合は毎月2回程度、LGWAN 経由の場合は2日に1回程度。

軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）の内容は、新規登録（購入・譲渡・転入など）、廃車（廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など）、変更（名義・住所・氏名・定置場・車両番号など）などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。

③ 賦課決定を行い、通知書データを委託先に提供し、印字・封入・封緘作業を行う。

④ 委託先より提供したデータの返却を受け、通知書を受領する。

納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、転出先や本籍地の自治体などに、現住所の照会を書面にて行う（②）。（地方税法第20条の11）

⑤ 納税者に対し、納税通知書（税額決定通知書）を送付する。

⑥ 納税者から減免申請書を受領する。（地方税法第463条の23、大田区特別区民税条例第46条・第46条の2、大田区軽自動車税減免処理要綱第3条）

⑦ 減免の該当となるか、生活保護・障害者等情報を、必要に応じて連携基盤もしくは情報提供ネットワーク等を利用して調査する。

⑧ 減免の該当となる場合、減免決定通知書を送付する。

⑨ 税額決定通知書に基づき収納する。（地方税法第463条の18）

## 別紙 2-1\_事務の概要（軽自動車税）

- ⑩ 軽自動車賦課情報に基づき徴収する。
  - ⑪ 過誤納金に係る還付・充当通知書を送付する。
  - ⑫ 法定納期限後、納付確認のできない者へ督促状を送付する。督促状発付後も未納の者へ催告書を送付する。
  - ⑬ 納付状況により財産状況を調査し、差押、交付要求、公売、猶予、執行停止の処分を行う。
  - ⑭ 申請に基づき軽自動車税（種別割）納税証明書を交付する。また、口座振替及びクレジット収納等の対象者に対し車検用の軽自動車税（種別割）納税証明書を送付する。  
（道路運送車両法第 97 条の 2）（随時）
  - ⑮ 車検時における、軽自動車検査協会からの軽自動車税（種別割）の納付状況確認に応じるため、地方税共同機構に納付状況の提供をする。（道路運送車両法第 97 条の 2）  
（随時）
- ・警察や公安委員会などから物件照会の要求があった場合、情報の提供を行う。（刑事訴訟法第 197 条第 2 項・第 507 条、道路交通法第 51 条の 5 第 2 項）